

1 類似業種株価等通達の趣旨

類似業種株価等通達は、相続等により取得した取引相場のない株式の価額を類似業種比準方式により評価する場合に使用する類似業種の「株価」、「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの年利益金額」及び「1株当たりの純資産価額」を定めるものである。

(1) 類似業種比準方式と類似業種株価等通達との関係

類似業種比準方式は、評価しようとする取引相場のない株式の発行会社（以下「評価会社」という。）と事業内容が類似する業種目に属する複数の上場会社（以下「類似業種」という。）の株式の株価の平均値に、評価会社と類似業種の1株当たりの配当金額、1株当たりの年利益金額及び1株当たりの純資産価額の比準割合を乗じて、取引相場のない株式の価額を評価する方式である。

その計算式は次のとおりであるが、計算式のうち類似業種の株価「A」、類似業種の1株当たりの配当金額「B」、類似業種の1株当たりの年利益金額「C」及び類似業種の1株当たりの純資産価額「D」（以下「類似業種の株価等」という。）を、「平成27年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について」（以下「類似業種株価等通達」という。）で定めている。

○ 類似業種比準方式の計算式

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(類似業種の株価)} & & \text{(配当金額)} & \text{(利益金額)} & & \text{(純資産価額)} & \\ & & & & & & \\ A & \times & \left(\frac{\text{㊸}}{B} + \frac{\text{㊹}}{C} \times 3 + \frac{\text{㊺}}{D} \right) & \times & 0.7 \text{ (注)} \end{array}$$

「A」＝類似業種の株価
「B」＝類似業種の1株当たりの配当金額
「C」＝類似業種の1株当たりの年利益金額
「D」＝類似業種の1株当たりの純資産価額

類似業種株価等通達で定める

「㊸」＝評価会社の1株当たりの配当金額
「㊹」＝評価会社の1株当たりの年利益金額
「㊺」＝評価会社の1株当たりの純資産価額

（注）0.7は、中会社の場合は「0.6」、小会社の場合は「0.5」

(2) (1)の計算式における1株当たりの資本金等の額

(1)の計算式のA、B、C、D、㊸、㊹及び㊺の金額は1株当たりの資本金等の額（法人税法第2条((定義))第16号に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。）を50円とした場合の金額として計算している。これは、類似業種の株価を基として、評価会社の1株当たりの配当金額、1株当たりの年利益金額及び1株当たりの純資産価額と、類似業種の1株当たりの配当金額、1株当たりの年利益金額及び1株当たりの純資産価額を比較して評価会社の株式の価額を計算するに当たり、1株当たりの資本金等の額の多寡による相違をなくすためである。

したがって、評価会社の1株当たりの資本金等の額が50円以外の金額である場合には、上記(1)の計算式により計算した金額に、評価会社の1株当たりの資本金等の額を50円で除した数値を乗じて計算した価額が評価会社の1株当たりの評価額となる。